

令和6年5月15日

令和6年鳥羽市議会会議
提 出 議 案

鳥羽市長

令和6年5月15日会議提出議案一覧表

報告第 1 号	専決処分した事件の報告について (自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)	・・・ 1
報告第 2 号	専決処分した事件の報告について (接触事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)	・・・ 4

報告第1号

専決処分した事件の報告について

(自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年 5月15日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

専決第 1 号

専 決 処 分 書

自動車破損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 1 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

市立相差保育所の駐車場地内における自動車破損事故について和解し、損害賠償の額を次のとおり定める。

1 損害賠償の原因 令和6年1月4日、市立相差保育所の駐車場地内において、強風にあおられたワイドペール（大型のごみ箱）が、駐車中の車両に衝突し破損させたので、市はその損害について和解し、賠償するものである。

報告第2号

専決処分した事件の報告について

(接触事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて)

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告する。

令和6年 5月15日 報 告

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

専決第 2 号

専 決 処 分 書

接触事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 2 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

接触事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて

鳥羽マリンターミナル荷物取扱所前の斜路下付近における接触事故について和解し、損害賠償の額を次のとおり定める。

記

- 1 損害賠償の原因 令和5年12月6日午後1時45分頃、鳥羽マリナターミナル荷物取扱所前の斜路下付近において、荷物を積載した台車を後ろ向きに引きながら斜路を降りてきた職員が、当該斜路の下付近で待機していた相手方と接触し負傷させたので、市はその損害について和解し、賠償するものである。

- ## 2 損害賠償の額及び相手方

60, 618 円

██████████